

# 社会保険に加入しましょう!

社会保険はあなたと家族を守ります。



社会保険への加入は、  
あなたと家族の「安心」のための権利です。

教育訓練給付も  
受けられます(65歳未満)。



【建設労働者の声】

「働いている当時は手取りが減少し、  
加入しない方がいいと思ったが、  
…今は入っていてよかった」

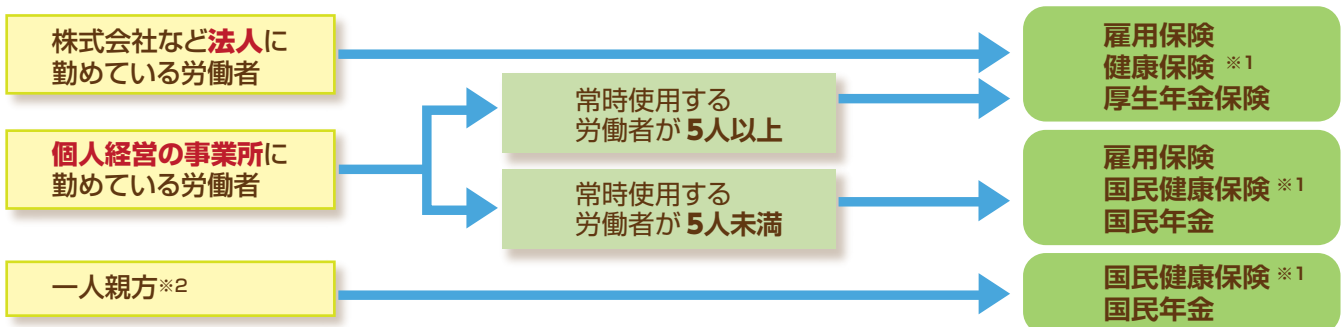
万一、死亡した場合は、  
遺族年金が受けられます。

## あなたの社会保険加入は、会社の義務です。

- ◆あなたの会社は、労働者を社会保険に加入させていますか?  
加入させていない場合は法令違反です。
- ◆労働者が安心して長く働ける魅力ある職場環境を作るため、会社に保険加入を求めましょう。

**公共工事では、社会保険料(本人負担分)が予定価格に算入されるようになりました。**

### あなたが入らなければならない社会保険は…



※1：適法に国民健康保険組合(建設国保や全国土木建築国保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)に入り直す必要はありません。

※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険への加入が必要です。

行政、発注者、元請、下請、労働者団体が一丸となって取り組んでいます。  
社会保険未加入対策推進協議会が発足しました(H24.5)

## もっと知りたい Q&amp;A



### Q 社会保険より貯金で十分では？

- ◆保険料は、皆さんだけでなく、会社(事業主)も半額を負担しますし、さらに国の支援もあるので、自分で貯金するよりも、一般的に有利です。
- ◆不慮の事故時の医療費や、老後・失業・障がいによる無収入を広く国民で支えてもらえるという大きなメリットがあります。

### Q 医療費はどのぐらいかかりますか？

- ◆例えば、保険に入っている人が、入院した際に支払った費用(自己負担費用)は、平均20.6万円(入院日数21.7日)です。
- ◆しかし、健康保険に入っていないと、この数倍の費用がかかります。

※公益財団法人生命保険文化センター  
「平成22年度 生活保障に関する調査」(平成22年12月)

### Q 元請が労災保険に入っているのに健康保険は必要ない？

- ◆労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等だけが補償の対象です。これら以外での負傷、疾病等は対象外ですので健康保険への加入が必要です。
- ◆健康保険に加入することで、家族の方も含め、医療費・薬代が3割負担ですみます。

### Q 年金はどのぐらいもらえるのですか？

- ◆厚生労働省の試算では、厚生年金の場合、労働者の皆さんが納付した保険料の2.3倍などの年金が支給されます。

(注)夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、妻はその間専業主婦という夫婦の年金額、と一定の前提を置いて試算

### Q これから年金をかけても受給に必要な加入期間25年に達しないため払い損では？

- ◆年金受給に必要な資格期間は10年に短縮されました(平成27年10月～施行予定)。保険料は本人と事業主(会社)が負担しており、本人が納付した保険料より多くの年金給付が受けられます。
- ◆また、年金保険は、病気等により初めて診療を受けた日や死亡した日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ、ケガなどで障がいを負ったときの障害年金や、本人が亡くなった後に遺族が受け取る遺族年金の受給にもつながります。

### Q 一人親方(請負)ですが、社会保険に加入しなくてよいですか？



- ◆一人親方の場合、国民健康保険、国民年金への加入が必要です。
- ◆形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社の雇用保険、健康保険、年金保険に加入して下さい。

#### お問い合わせは

一般財団法人建設業振興基金 構造改善センター  
TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594  
受付時間：9時～12時 13時～17時(土日・祝日を除く)  
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>



#### 建設業法違反に関する通報窓口

国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」  
TEL 0570-018-240(全国共通) FAX 0570-018-241  
受付時間：10時～12時 13時30分～17時(土日・祝祭日・開庁日除く)  
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html)

